

法人市民税の税率について

佐 世 保 市

●均等割

資本金等の金額	市内従業者数	税率(年額)
1千万円以下	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
1千万円超	50人以下	130,000円
1億円以下	50人超	150,000円
1億円超	50人以下	160,000円
10億円以下	50人超	400,000円
10億円超	50人以下	410,000円
50億円以下	50人超	1,750,000円
50億円超	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円

※事業年度が合併日(平成17年4月1日)をまたがる場合(旧吉井町・世知原町地域)

事業年度の末日	平成17年3月31日まで	平成17年4月1日～平成18年3月30日
旧吉井・世知原町にある事業所	従来どおり	平成17年3月31日までの月割り計算した額(税率の基準日は平成17年3月31日)と平成17年4月1日以降の月割り計算した額(基準日は事業年度の末日)の合計額

※事業年度が合併日(平成18年3月31日)をまたがる場合(旧宇久町・小佐々町地域)

事業年度の末日	平成18年3月30日まで	平成18年3月31日～平成19年3月29日
旧宇久・小佐々町にある事業所	従来どおり	平成18年3月30日までの月割り計算した額(税率の基準日は平成18年3月30日)と平成18年3月31日以降の月割り計算した額(基準日は事業年度の末日)の合計額

※事業年度が合併日(平成22年3月31日)をまたがる場合(旧江迎町・鹿町町地域)

事業年度の末日	平成22年3月30日まで	平成22年3月31日～平成23年3月29日
旧江迎・鹿町町にある事業所	従来どおり	平成22年3月30日までの月割り計算した額(税率の基準日は平成22年3月30日)と平成22年3月31日以降の月割り計算した額(基準日は事業年度の末日)の合計額

●法人税割 14.7%

※ただし、旧吉井町・世知原町地域及び旧宇久町・小佐々町地域並びに江迎町・鹿町町地域にある事業所については、下記の期間まで税率12.3%を適用します。

事業所の所在地	事業年度の末日
旧吉井・世知原町にある事業所	平成20年3月31日まで
旧宇久・小佐々町にある事業所	平成21年3月31日まで
旧江迎・鹿町町にある事業所	平成25年3月31日まで